

## I 未発生期（発災前）

### 1. 目 標

○大規模災害を想定した危機管理体制の構築

### 2. 対 策（共通）

#### 【本 庁】

- (1) ガイドライン等の整備、見直し及び周知
  - ・「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、内容を把握するとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。
  - ・保健所担当者会議や研修の機会をとおして、各保健所、保健環境科学研究所（以下「保環研」という。）及び食肉衛生検査所（以下「食検」という。）にガイドラインの内容を周知する。
  - ・市町村に対しては、各保健所から周知することを基本としつつ、市町村関係課が集まる会議や研修等の機会を捉えて、本庁も周知する。
- (2) 災害時の業務継続計画（BCP）の策定
  - ・熊本地震での対応を基に、災害時のBCPを策定する。また、課員はBCPについて確認・把握しておく。
  - ・業務内容の変更等を踏まえ、定期的にBCPの見直しを行う。
- (3) 関係機関との協定締結等連携の強化、継続
  - ・大規模災害発生時に迅速に対応するため、関係団体等と会議・研修を行うとともに、必要に応じて協定を締結する。
- (4) 衛生資材の備蓄・調達方法の検討
  - ・大規模災害発生時に必要な衛生資材の備蓄を行う。（1週間程度を想定）
  - ・あらかじめ衛生資材の管理担当者を決め、管理簿等を用いて管理し、適宜有効期限の確認や定期的な補充・入れ替え等を行う。
- (5) マスコミへの対応方針
  - ・避難所等において発生した感染症や食中毒の情報については、公表基準に基づいて公表する。
  - ・ただし、基準を満たさなくとも、避難所において一定程度の感染症がみられた場合、マスコミ対応を行う。
  - ・このため、情報錯綜防止の観点から、本庁で一括して対応することとし、その内容は、保健所から得られる情報に基づくものとする。

※熊本地震では、南阿蘇の避難所においてノロウイルス症状の患者が発生したことから、南阿蘇村が直ちに公表したが、その患者数が県の把握する患者数と乖離していたことから、のちに修正するという事態が生じた。

- ・避難所で健康被害が発生した際は、情報錯綜が生じないよう問い合わせ窓口を統一する。

※熊本地震では、避難所でブドウ球菌による食中毒が発生した際に、現場での憶測による発言で情報が錯綜したことから、厚生労働省現地対策本部から避難所管理者に対してマスコミ対応に係る提案があった。[\[別添資料1参照\]](#)

#### (6) 情報収集・発信に関する窓口の確認と周知

- ・県、市町村における感染症及び食中毒の担当窓口（以下「保健衛生主管課」という。）を事前に確認しておく。

#### 【保健所】

##### (1) ガイドラインの把握、確認

- ・本ガイドラインの内容を把握・確認する。

##### (2) 管内市町村へのガイドライン周知

- ・市町村関係課が集まる会議や研修の機会等をとおして、本ガイドラインを周知する。

##### (3) 研修会の実施

- ・必要に応じ、ガイドライン運用に関する市町村向け研修会を実施する。

##### (4) 災害時の業務継続計画（BCP）の策定

- ・熊本地震での対応を基に、災害時のBCPを策定する。また、課員はBCPについて確認・把握しておく。
- ・業務内容の変更等に応じて、定期的にBCPの見直しを行う。

##### (5) 関係機関との連携の強化

- ・大規模災害発生を想定し、平時から管内の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて協定を締結する。また、当該団体との会議や研修等の機会を活用し、発災時の対応等について定期的に協議する。

##### (6) 衛生資材の備蓄・調達方法の検討

- ・大規模災害発生時に必要な衛生資材の備蓄を行う。
- ・あらかじめ衛生資材の管理担当者を決め、管理簿等を用いて管理し、適宜有効期限の確認や定期的な補充・入れ替え等を行う。

なお、基本的には保健所からの要望を取りまとめ本庁で一括発注し、各保健所へ配備するが、必要に応じて保健所が行う衛生資材の調達を妨げるものではない。

#### 【保環研、食検】

- (1) ガイドラインの把握、確認
  - ・ガイドラインの内容を確認する。
  
- (2) 災害時の業務継続計画（BCP）の策定
  - ・熊本地震での対応を基に、災害時のBCPを策定する。また、課員はBCPについて確認・把握しておく。
  - ・業務内容の変更等に応じて、定期的にBCPの見直しを行う。

### 3. 対 策（感染症）

#### 【本 庁】

- (1) 関係機関との連携
  - ・熊本県感染管理ネットワークと平時から連携し、必要な研修等を行う。
  - ・熊本県感染管理ネットワークと、支援・指導窓口及び支援・指導結果などの体制について確認する。

※熊本県感染管理ネットワークとは、熊本大学に事務局を置き、熊本県地域医療再生基金に基づく事業の一環として発足した組織で、感染症対策情報の収集とその発信等を行っている。熊本地震においては、各避難所のサーベイランスや医療チームと保健所との調整を行っていただいた。
  
- (2) 関係機関へのガイドライン周知
  - ・熊本県感染管理ネットワーク等にガイドラインを周知、必要に応じて、より適切かつ実践に即したガイドラインとなるよう更新していく。

#### 【保健所】

- (1) 関係機関との連携
  - ・熊本県感染管理ネットワーク等と平時から連携し、感染症対策について研修・訓練を実施するとともに、避難所における役割等をあらかじめ協議しておく。
  - ・管内の医療機関と支援相談窓口について、あらかじめ情報共有しておく。

## 4. 対 策（食中毒）

### 【本 庁】

#### （１）関係機関との連携

- ・大規模災害が発生した際の避難所や弁当製造施設等への食品衛生監視指導について、一般社団法人熊本県食品衛生協会（以下「県食協」という。）と締結した「災害時における食品衛生対策支援に関する協定書」（以下「食品衛生協定」という。）に基づく連携等を、県食協とあらかじめ協議しておく。

※一般社団法人熊本県食品衛生協会とは、自主管理体制を確立し、飲食に起因する食中毒その他食品衛生上の危害発生を防止することを目的に食品等事業者で構成された団体。

#### （２）関係機関へのガイドライン周知

- ・県食協の理事会や指導員部長研修会等の機会に、本ガイドライン内容を周知・説明し、連携を図る。

### 【保健所】

#### （１）関係機関との連携

- ・大規模災害が発生した際に、避難所や炊き出し、弁当製造施設等への食品衛生監視指導について、管内の県食協支部との連携等についてあらかじめ協議しておく。

## Ⅱ 避難所設置期（発災後～概ね1週間）

### 1. 状 況

県内で大規模災害が発生し、家屋倒壊等により県民の多くが被災し、避難所等に多くの住民が集まる。避難所には、仮設トイレ等の整備が行われる。避難所での食事は、備蓄食品、支援物資の提供や自衛隊等による炊き出しが始まる。

インフラ被害により、断水や物流の停滞が発生し、衛生上のリスクはかなり高い。

### 2. 目 標

- 被災地の的確な情報収集
- 避難所の適切な衛生環境の確保
- 避難所における感染症・食中毒発生の防止

### 3. 対 策（共通）

#### 【本 庁】

- (1) 関係出先機関の被災状況把握
  - ・各保健所、保環研及び食検の被災状況を確認し、被害がある場合は、施設や設備の被害の程度を確認する。
  - ・感染症や食中毒の原因となる微生物の検査を行う施設や設備に被害がある場合は、検査が可能か否か、否の場合は検査再開までの期間や機器整備、修理等に係る費用を確認する。また、必要に応じて機器整備、修理等の予算要求や代替措置の検討を行う。
- (2) 健康危機管理課の体制、支援方針の決定
  - ・県内の被災状況を確認し、健康危機管理体制が維持できるか、支援が必要な保健所があるかを把握する。
- (3) 関係課との情報共有（医療政策課、健康づくり推進課等）
  - ・避難所や保健所の状況等を把握するために、DMA Tや保健師支援チーム等の関係課である医療政策課や健康づくり推進課、衛生資材取扱事務所を管轄する薬務衛生課等の関係課や災害時保健所業務支援チーム派遣要領【別添資料2】に基づき派遣されたチームと情報共有を行う。また、必要に応じて厚生労働省からの派遣チームとも情報交換を行い、詳細な情報の把握を図る。

- (4) 被災規模が大きい（既存人員では対応できない等）保健所への支援
- ・被災規模が大きい保健所には、どの程度の人的支援が必要なのか、被災規模が小さな保健所には、どの程度の人的支援が可能かを確認する。
  - ・必要に応じて、保環研や食検に対しても、どの程度の人的支援が可能かを確認する。
  - ・人的支援の調整を行い、被災規模が大きい保健所の体制維持を図る。
- (5) 衛生資材の調達、配布
- ・保健所で備蓄している衛生資材で足りているかを確認し、不足又は不足する恐れがある場合は速やかに本庁備蓄の衛生資材を提供する。
  - ・本庁備蓄の衛生資材が不足する場合は、速やかに購入手続きを行うとともに、「食品衛生協定」に基づき、県食協をとおして、公益財団法人日本食品衛生協会（以下「日食協」という。）等の関係機関にも衛生資材の調達を依頼する。
- (6) 避難所の数や衛生状況等の把握・指導
- ・災害の状況次第では、避難所や避難者が日々増加したり、ライフラインの被害等で衛生面が悪化することもあるため、健康福祉政策課や保健所等をとおして、避難者・避難所数や衛生状況を把握する。
  - ・避難所の衛生状況に応じた指導等を保健所等と連携して実施する。
- (7) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発
- ・避難所や車中泊をしている避難者から感染症・食中毒が発生することを防止するために、保健所等を介して避難所管理者や避難者に対して衛生対策の啓発を実施する。
  - ・避難者等にわかりやすいチラシを作成し、避難所への掲示や県ホームページへの掲載をすることで、より効果的な啓発を実施する。
  - ・ノロウイルス対策のため、市販の家庭用塩素系漂白剤による消毒薬の作成方法や使用法に関するチラシを作成し、消毒等の徹底を図る。
- [別添資料3参照]**
- (8) 国や他自治体、関係機関への支援要請
- ・被害の程度が甚大な場合で、県組織内での支援だけでは対応できない場合は、国（厚生労働省）や自治体等からの支援を要請するために、健康福祉政策課や人事課等の関係課と協議する。
- (9) マスコミ対応に係る市町村との連携
- ・マスコミ対応方針について、あらためて市町村へ周知する。

## 【保健所】

### (1) 被災状況の把握

- ・自所の被災状況を確認し、被害がある場合は、施設・設備の被害の程度を確認し、本庁に報告する。

### (2) 管内の被災状況確認

- ・管内の避難所や避難者数等の状況を把握し、健康危機管理体制が維持できるか確認し、本庁に報告する。

### (3) 避難所の数や衛生状況等の把握・指導

- ・管内市町村の避難所や避難者数を把握するとともに、ライフラインの被害等で衛生面が悪化している避難所を把握する。
- ・避難所の衛生状況に応じた指導等を本庁や関係団体とも連携して実施する。

### (4) 衛生資材の調達、配布

- ・管内避難所等に必要な衛生資材を提供する。また、保健所の備蓄では対応できない場合は速やかに本庁に衛生資材の提供を依頼する。
- ・必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、本庁をとおして県食協などの関係機関に対して避難所等への衛生資材配布を依頼する。

### (5) 被災規模が大きい保健所への支援

- ・被災規模が大きく人的支援が必要と判断した場合は、災害時BCPを適用するとともに、必要な人的支援を本庁に要請する。
- ・被災規模が小さい保健所は、災害時BCPを適用するとともに、どの程度の人的支援が可能かを確認し、本庁に報告する。
- ・災害時保健所業務支援チーム派遣要領に基づく支援のほか、本庁から人的支援依頼があった場合は、被災規模が大きな保健所に職員を派遣する。

### (6) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発

- ・管内の避難所管理者に対して感染症・食中毒対策の啓発を実施する。
- ・本庁が作成したチラシを活用する等、効果的な啓発を実施する。
- ・必要に応じて、市町村保健衛生主管課と連携し、効果的な啓発を図る。

## 【保環研、食検】

### (1) 被災状況把握

- ・自所の被災状況を確認し、被害がある場合は、施設・設備の被害の程度を確認した後、本庁に報告する。
- ・速やかに災害時BCPを適用する。
- ・検査体制が維持できるか確認し、支援が必要な場合は速やかに本庁に支援を依頼する。

### (2) 被災規模が大きい保健所への支援

- ・自所の被災が小さい場合は、災害時BCPを適用するとともに、どの程度の人的支援が可能かを確認し、本庁に報告する。
- ・本庁から人的支援依頼があった場合は、被災規模が大きな保健所に職員を派遣する。

## 4. 対策（感染症）

### 【本 庁】

#### (1) 感染症関係機関の被災状況確認

- ・感染症指定医療機関をはじめとする感染症関係機関（肝炎、結核、エイズ等）の被害状況を確認し、必要に応じて国への報告を行う。
- ・感染症指定医療機関等、県内で何らかの役割を担う医療機関等が被災し、その機能が不全の場合、代替機関について検討する。

※熊本地震では、熊本市民病院の被災に伴い、福岡・鹿児島両県及び山鹿市民医療センターに万一の対応を要請。また感染症指定医療機関の連携会議では、オール熊本の対応を確認。

- ・保健環境科学研究所についても同様に対処し、同所における検査が不能な場合には、検査体制の確保の観点から、「九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定」に基づく、協力依頼を行う。

#### (2) 衛生資材の調達、配布

- ・「九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定」に基づき、直ちに衛生資材の提供依頼を行う（1週間分の調達を想定）。  
なお、災害時の連絡体制については、九県において継続検討中。
- ・厚労省に対しても、支援資材を要請する。
- ・その他民間企業等からの支援の申し出に随時対応する。

#### (3) 被災保健所の状況確認及び必要な衛生資材等の確認・配送

- ・被災した保健所の状況を確認するとともに、感染症の発生状況等に照らし必要な衛生資材を確認し、配送する。

※配送については、避難所の場所等を考慮し、柔軟に対応（熊本地震では、発生直後は基本的に



本庁が配送。その後、状況に応じて判断することが必要。)

#### (4) 専門家への派遣要請

##### ①国立感染症研究所

- ・避難所における感染症対策（主に感染症が発生し難い環境づくり）及び総合的な感染症対策の助言者として、専門家の派遣要請を行う。

##### ②熊本県感染管理ネットワーク

- ・避難所における感染症対策について連携を確認し、避難所におけるサーベイランスや感染症患者の避難場所の確保等について助言を求める（熊本大学附属病院長に対して、職員の派遣を依頼）。（留意事項）手指消毒やトイレ清掃等について、指導内容をあらかじめ共有する。

※同ネットワークは、事務局が熊本大学内（熊本地震では、熊本大学附属病院感染対策室川口部長に連絡）にあるものの、その構成員は、県内医療機関の看護師等である。病院長に依頼する目的としては、看護師等の有志が活動しやすい状況を作ることにある。）

#### (6) チラシや県ホームページによる感染症対策の啓発

- ・災害発生時期により、感染拡大が危惧される感染症は異なるが、チラシの作成及び避難所での貼付、あるいは県ホームページにおける啓発を行うことで、感染症のまん延を防止する。

※熊本地震では、「感染予防のための9カ条」をはじめ、トイレの掃除の方法や次亜塩素酸ナトリウムの調整方法、蚊媒介性感染症対策、咳エチケットや手洗い、カビ対策、有症時の保健師への申告についてのチラシを作成・活用し、各避難所に貼付するなどして、対策を講じた。【別添資料4～8参照】

#### (7) 防疫班の編成及びペストコントロール協会との連携

- ・地域防災計画「医療保健計画」に規定する防疫班を必要に応じて編成する。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条及び28条に定める汚染場所の消毒や昆虫等の駆除にあたり、自治体自らその対応に当たることが困難である場合に備え、専門家集団であるペストコントロール協会との「大規模災害等発生時の貿易活動に関する協定」（以下「防疫協定」という。）に基づき、有事の際は連携して任務にあたる。

#### (8) 避難所における隔離スペースの確保

- ・感染症が発生した際に、まん延を防止するため、隔離スペースを確保するよう保健所をとおして避難所管理者に依頼する。

## 【保健所】

### (1) 感染症関係機関の被災状況確認

- ・ 感染症指定医療機関をはじめとする感染症関係機関（肝炎、結核、エイズ等）の被害状況を確認し、被害を認めた際には、本庁に報告する。

### (2) 避難所の衛生指導

- ・ 避難所における感染予防対策として、手指消毒をはじめ適切な衛生指導を行い、特に感染の拡大が懸念される感染症の発生が認められた場合については、保健所長の指示に基づき、隔離を含む適切な指導を実施するとともに、本庁に報告する（あらかじめ隔離場所を決定する）。

#### 【別添資料9参照】

### (3) 必要な衛生資材の把握及び配布

- ・ 避難所における衛生資材を把握し、不足が認められる衛生資材については、本庁に要求する。

※熊本地震においては、保健所以外の医療チームやDMAT関係者から直接本庁に要求がなされたことで、情報錯綜し正しい情報の把握が困難となった経緯があるため、上記方針とした。

### (4) 防疫班の要請と市町村への消毒指示

- ・ 被災状況に応じ必要と認める場合には、地域防災計画の「第18節 医療保健計画」に基づき本庁が編成する防疫班を要請するとともに、感染症法第27条及び28条に規定する汚染場所の消毒や昆虫等の駆除に必要な措置を講ずる。
- ・ 実施にあたり、必要に応じてペストコントロール協会との「防疫協定」に基づく要請を行う。

### (5) 避難所における隔離スペースの確保

- ・ 感染症が発生した際に、まん延を防止するため、隔離スペースを確保するよう避難所管理者に依頼する。

## 5. 対策（食中毒）

### 【本庁】

#### (1) 食品検査機関の被災状況確認

- ・ 食品検査を実施している保環研微生物科学部、同生活化学部、八代保健所試験検査課及び食検の施設や検査機器等の被害の有無を確認する。
- ・ 被害がある場合は、被害状況や検査再開までの期間等を把握するとともに、機器整備や修理等に係る費用等を確認し、必要に応じて予算要求を行う。

(2) 大規模食品製造施設の被災状況確認

- ・ 県内の大規模食品製造施設、特にパン製造工場や輸出食品関係施設等の被害状況確認を保健所に依頼する。

※熊本地震時は、国（九州農政局）やマスコミ等からの調査依頼があった。

(3) 避難所等への巡回指導依頼

- ・ 被災規模が大きく、避難所が相当数設置され、保健所の食品衛生監視員だけでは衛生指導が困難な場合は、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、県食協に対して食品衛生指導員による避難所への巡回指導を依頼する。

(4) 日食協への支援依頼

- ・ 特に大規模な災害で、避難所の数も相当数に及び、保健所及び県食協だけでは衛生指導が困難な場合は、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、県食協をとおして日食協に支援を依頼する。

(5) 食中毒防止チラシの作成及び県ホームページへの掲載

- ・ 避難所では断水等で手洗い等が十分にできない状況もあるため、状況に応じた食中毒防止チラシを作成し、保健所をとおして市町村や避難所管理者に対して掲示板等に掲示を依頼し、避難者への啓発を図る。また、県庁ホームページにもチラシを掲載し、広く啓発を図る。

**[別添資料10参照]**

(6) 食中毒防止対策通知の発出

- ・ 各保健所に対して、本ガイドラインを参考に確実に食中毒防止対策等を実施するため、通知を発出する。

(7) 被災規模が大きい保健所衛生環境課への支援

- ・ 被災規模が大きく、早急な人的支援が必要な保健所衛生環境課に対して、食品衛生監視機動班による人的支援を実施する。

**【保健所】**

(1) 避難所への巡回指導依頼

- ・ 管内の避難所の食中毒防止対策を効果的に実施する。必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、県庁をとおして管内の県食協支部に対して、食品衛生指導員による巡回指導を依頼する。
- ・ 食品衛生指導員の巡回指導で特に問題があると報告された避難所に対しては、できるだけ速やかに監視指導を行う。

- ・必要に応じて、避難所を巡回している市町村や支援自治体の保健師や栄養士等とも連携して衛生指導や啓発を図る。
- (2) 食中毒防止チラシの配布、啓発の実施
- ・本庁で作成した食中毒防止チラシを管内の市町村や避難所管理者等に配布し、掲示等避難者への周知を依頼する。
- (3) 衛生資材の配布
- ・保健所で備蓄している衛生物資を速やかに避難所に配布する。
  - ・衛生物資が不足又は不足するおそれがある場合は本庁に連絡し、必要量確保を図る。
- (4) 大規模食品製造施設の被災状況確認
- ・管内の大規模食品製造施設、特にパン製造工場や輸出食品関係施設等の被害状況確認を行い、結果を本庁に報告する。

#### 【保環研、食検】

- (1) 被災規模が大きい保健所への支援
- ・被災規模が小さい場合は、災害時BCPを適用するとともに、どの程度の人的支援が可能かを確認し、本庁に報告する。
  - ・本庁から人的支援の依頼があった場合は、被災規模が大きい保健所衛生環境課に職員を派遣する。

### Ⅲ 避難所運営前期（概ね1週間～1か月）

#### 1. 状 況

全壊、半壊等の県民の生活の場が避難所となり、また、避難所に入らず車中生活を送る県民も多く存在する。避難所においては、感染症患者の出現がみられるようになり、炊き出し等のボランティア活動も盛んになってくる。さらに、食事の提供を弁当に切替える避難所も一部見られる。

断水や物流の停滞が徐々に回復していくが、被害規模が大きい地区の衛生上のリスクはかなり高い。

#### 2. 目 標

- 避難所の衛生環境の改善と維持
- 避難所における感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止

#### 3. 対 策（共通）

##### 【本 庁】

##### （1）被災規模が大きい保健所への支援【継続】

- ・被災規模が大きい保健所に対して必要な人的支援数や期間、あるいは被災規模が小さな保健所に対して派遣可能な人数や期間を引き続き確認する。
- ・支援の調整を引き続き行い、被災規模が大きい保健所の体制を維持させる。

##### （2）避難所の衛生状況の把握・指導【継続】

- ・健康福祉政策課や保健所等をとおして、引き続き避難所・避難者数や衛生状況の把握を継続する。
- ・引き続き避難所の衛生状況に応じた指導等を、保健所や関係団体等と連携して実施する。

##### （3）関係課との情報共有（医療政策課、健康づくり推進課等）【継続】

- ・避難所や保健所の状況等を把握するために、医療政策課や健康づくり推進課、薬務衛生課等の関係課や災害時保健所業務支援チーム派遣要領に基づき派遣されたチームと情報共有を行う。また、必要に応じて厚生労働省からの派遣チームとも情報交換を行い、詳細な情報の把握を図る。
- ・避難者の健康被害発生防止を啓発するため、避難所の状況等に応じて、関係課連名の啓発チラシを作成する等の効果的な広報を行う。

**[別添資料11参照]**

- (4) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】
- ・ 避難所や車中泊をしている避難者から感染症や食中毒が発生することを防止するために、引き続き保健所や支援チーム等を介して避難所管理者や避難者に対して衛生対策の啓発を実施する。
  - ・ 避難者等にわかりやすいチラシを作成し、保健所をとおして市町村や避難所管理者に掲示を依頼する。また、県ホームページへの掲載をすることで、より効果的な啓発を引き続き実施する。
  - ・ 必要に応じて、避難所を巡回している市町村や支援自治体の保健師や栄養士等とも引き続き連携して衛生指導や啓発を図る。
- (5) 衛生資材の調達、配布【継続】
- ・ 保健所での必要な衛生資材量を引き続き確認し、追加が必要な場合は速やかに本庁備蓄分の衛生資材を提供する。
  - ・ 衛生資材備蓄が不足又は不足するおそれがある場合は、速やかに衛生資材の購入手続きを行うとともに、必要に応じて関係団体に衛生資材の調達を依頼する。

#### 【保健所】

- (1) 管内の被災状況確認【継続】
- ・ 管内の被災状況等を把握し、健康危機管理体制が維持できるか確認する。また、人的支援が必要な場合は速やかに本庁に支援を依頼する。
- (2) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】
- ・ 被災規模が大きく人的支援が引き続き必要となる場合は、必要な支援人数及び期間を把握し、本庁に要請する。
  - ・ 被災規模が小さい保健所は、引き続きどの程度の人的支援が可能かを確認し、本庁に報告する。
  - ・ 本庁から人的支援の依頼があった場合は、被災規模が大きい保健所に職員を派遣する。
- (3) 避難所の数や衛生状況等の把握・指導【継続】
- ・ 管内市町村の避難所や避難者数の推移や、衛生環境が悪化している避難所を引き続き把握する。
  - ・ 避難所の衛生状況に応じた指導等を、本庁や関係団体とも連携して引き続き実施する。

- (4) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】
- ・管内の避難所管理者に対して感染症・食中毒対策の啓発を引き続き実施する。
  - ・本庁が作成したチラシを活用する等、効果的な啓発を引き続き実施する。
- (5) 衛生資材の調達、配布【継続】
- ・引き続き避難所等に対して必要な衛生資材を確認して提供するとともに、保健所の備蓄が不足又は不足するおそれがある場合は、速やかに本庁に衛生資材の追加提供を依頼する。
  - ・必要に応じて関係機関とも協力して、避難所等に衛生資材を配布する。

#### 【保環研、食検】

- (1) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】
- ・被災規模が小さい場合は、引き続き支援可能な人数及び期間を確認し、本庁に報告する。
  - ・本庁から人的支援依頼があった場合は、被災規模が大きな保健所に対して引き続き職員を派遣する。

### 4. 対 策（感染症）

#### 【本 庁】

- (1) テレビ、ラジオを活用した感染症患者への必要な情報の提供
- ・震災時においても、肝炎や結核等の患者は継続的な服薬が必要となるが、自宅が被災して服薬の継続が不可能となるケースあるいは、医療機関自体が被災することも考えられる。したがって、テレビやマスコミを活用し、服薬の継続の必要性や薬を入手するための手段等、必要な情報をマスコミの協力を得て避難者等に提供する。

※その他、熊本地震では、肝炎や予防接種等に関して厚労省から特例措置に関する通知がなされたため、適宜対応する必要がある。

- (2) 各避難所における感染症発生状況の把握・分析
- ・保健所の報告に基づく感染症発生状況の把握と分析を行い、国立感染症研究所や熊本県感染管理ネットワークと連携し、必要な対策を講ずる。

※熊本地震における感染症情報については、当初、避難所の保健師が作成する日報（健康づくり政策課所管）により、のちに健康危機管理課が作成した感染症情報に特化した報告書様式により把握した。EMIS や J-Speed の活用が可能となるのか、県全体の方針を見守りたい。

- (3) 国や民間支援による衛生資材の保管・管理
- ・ 1週間が経過すると、国や民間支援による衛生資材が急増するため、受払簿を作成して在庫管理を行い、保健所の情報に基づき、必要な配布を行う。
- (4) 感染症に関するリスクアセスメントによる啓発
- ・ 国立感染症研究所と避難所の状況を共有することにより、その状況や時期を考慮した感染症に関するリスクアセスメントを行い、一覧表を作成のうえ注意喚起を行う。
- ※熊本地震においては、国立感染症研究所の全面的な支援を受け、同所が資料を作成のうえ、注意喚起を実施。
- (5) 避難所における隔離スペースの確保及び見直し
- ・ 災害発生当初は、学校施設等が避難所となるため、隔離スペースを確保しやすいが、のちに体育館等に集約された場合、その確保が難しくなることが懸念される。
  - ・ よって、各避難所における隔離スペースの状況を専門家と検討（熊本地震では感染管理ネットワークの認定看護師が支援）し、保健所と情報を共有する。
- (6) 県内医療機関への協力依頼
- ・ 発災直後は被害が大きな地域に医療チームが編成され、医療の提供が行われるが、公共交通機関等の回復に伴い、避難者が自らかかりつけ医を受診するなど、状況に変化がみられるようになる。
  - ・ この場合、感染の拡大の恐れがある感染症に罹患した者が、受診後何ら対策も講じないまま避難所に戻るものがないよう、県内医療機関に対し、患者情報の提供について依頼する。**【別添資料12参照】**

#### 【保健所】

- (1) 避難所の衛生指導（継続）
- ・ 避難所における感染予防対策として、手指消毒をはじめ適切な衛生指導を行い、特に感染の拡大が懸念される感染症の発生が認められた場合については、保健所長の指示に基づき、隔離を含む適切な指導を実施するとともに、本庁に報告する。**【別添資料9参照（再掲）】**
- (2) 必要な衛生資材の把握及び配布（継続）
- ・ 避難所における衛生資材を把握し、不足が認められる衛生資材については、本庁に要求する。



(3) 避難所における隔離スペースの確保及び見直し（継続）

- ・災害発生当初は、学校施設等が避難所となるため、隔離スペースを確保しやすいが、のちに体育館等に集約された場合、その確保が難しくなることが懸念される。
- ・よって、各避難所で隔離が必要な感染症患者が発生した際の隔離スペースの確保を熊本県感染管理ネットワークの専門家等と検討する。なお、場合によっては、感染者の移動も視野に広域的な隔離についても検討する。

5. 対 策（食中毒）

【本 庁】

(1) 炊き出しボランティア向け食中毒防止対策

- ・避難所運営が長期になると、現場で温かい食品を提供するための炊き出しボランティアが増加するため、食品の調理や保存を衛生的に実施する旨を周知するためのチラシを作成し、食中毒防止の啓発を図る。また、県HPにもチラシを掲載して、広く食中毒防止を周知する。

【別添資料13、14参照】

- ・避難所の数が多い場合は、全ての炊き出しボランティアに対して食品衛生講習会を実施することが困難であるため、効率的に監視指導を行うための「炊き出しチェック表」による衛生管理の把握等を保健所に指示する。【別添資料15参照】

(2) 食品表示の弾力的運用に係る消費者庁との協議

- ・大規模災害時は、食品表示法を所管する消費者庁から、食品表示の弾力的運用について提案があるため、保健所等から食品製造者の状況を確認して、適正な運用について消費者庁と協議する。

※熊本地震時には、期限表示やアレルゲン表示を除く表示については弾力的な運用がなされた。

【別添資料16、17参照】

- ・食品表示の弾力的運用について、各保健所や県食協あて速やかに通知するとともに、県HP等を活用して食品等事業者に対して周知を行う。

(3) 被災規模が大きい保健所衛生環境課への支援【継続】

- ・被災規模が大きく、早急な人的支援が必要な保健所衛生環境課に対して、食品衛生監視機動班による人的支援を実施する。

(4) 炊き出しボランティアへの衛生指導依頼

- ・災害の規模が大きく、避難所での炊き出しボランティアも相当数に及び、保健所だけでは衛生指導が困難な場合は、必要に応じて、「食品衛

生協定」に基づき、県食協に対して、食品衛生指導員による避難所での炊き出しボランティアへの巡回指導を依頼する。

(5) 日食協への支援依頼【継続】

- ・特に大規模な災害で、避難所での炊き出しボランティアの数も相当数に及び、保健所及び県食協だけでは衛生指導が困難な場合は、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、県食協をとおして日食協に支援を依頼する。

【保健所】

(1) 避難所や炊き出しボランティアに対する衛生指導

- ・管内の避難所での炊き出しボランティアに対して、監視指導を実施する。また、食中毒防止対策を効果的に実施するために、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、本庁をとおして、管内の県食協支部に対して、食品衛生指導員による避難所や炊き出しボランティアへの巡回指導を依頼する。
- ・食品衛生指導員から問題があると報告された避難所や炊き出しボランティアに対して速やかに監視指導を行う。
- ・必要に応じて、避難所を巡回している市町村や支援自治体の保健師や栄養士等とも連携して衛生指導や啓発を図る。【継続】

(2) 弁当の適正表示の確認、指導

- ・避難所等で配布される弁当等の表示が適正であるかを確認し、適正でない場合は速やかに改善指導する。
- ・食品表示に係る弾力的運用が適用されている場合は、避難所管理者や関係事業者へ情報提供するとともに、基準が緩和されていない表示がきちんとなされているかを確認する。
- ・食品表示を効果的に確認するために、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、本庁をとおして管内の県食協支部に対して、食品衛生指導員による弁当製造施設等への巡回指導を依頼する。

(3) 避難所や弁当製造施設への衛生資材の配布

- ・保健所で備蓄している衛生資材を速やかに避難所や炊き出しボランティアに配布する。また、衛生物資が不足又は不足するおそれがある場合は本庁に連絡し、必要量確保を図る。

(4) 被災した給食再開に向けての衛生管理に関する助言等の実施

- ・被災した学校等の給食施設から再開に向けての衛生管理について助言

依頼があった際は、必要に応じて使用水の状況や施設の確認を実施して適切な指導等を実施する。

※熊本地震では、複数の施設から再開に向けての衛生助言等の依頼があった。

#### 【保環研、食検】

##### (1) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】

- ・被災規模が小さい場合は、災害時BCPを適用するとともに、どの程度の人的支援が可能かを引き続き確認し、本庁に報告する。
- ・本庁から人的支援の依頼があった場合は、引き続き被災規模が大きい保健所衛生環境課に職員を派遣する。

## IV 避難所運営後期（概ね1か月～2か月）

### 1. 状 況

仮設住宅の建設が始まり、避難所の集約化が進むが、一方で長期化する避難所も出てくる。また、避難所での食事は、炊き出し等から弁当製造施設で調理された弁当の提供に移行していく。

インフラや物流の回復及び避難所や避難者の減少等により、衛生上のリスクは低くなっていく。

### 2. 目 標

○長期化する避難所における感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止

### 3. 対 策（共通）

#### 【本 庁】

- (1) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】
  - ・被災規模が大きい保健所には必要な人的支援の人数や期間を、被災規模が小さな保健所には、派遣可能な人数や期間を引き続き確認する。
  - ・支援の調整を引き続き行い、被災規模が大きい保健所の体制を維持させる。
- (2) 集約後の避難所及び長期化する避難所の衛生状況の把握【継続】
  - ・健康福祉政策課や保健所をとおして、避難所の集約状況や長期化している避難所の衛生状況等を把握する。
- (3) 関係課との情報共有（医療政策課、健康づくり推進課等）【継続】
  - ・避難所や保健所の状況等を把握するために、DMATや保健師支援チーム等の関係課である医療政策課や健康づくり推進課等の関係課と情報共有を行う。また、必要に応じて厚生労働省からの派遣チームとも情報交換を行い、詳細な情報の把握を図る。
- (4) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】
  - ・避難所から感染症や食中毒が発生することを防止するために、引き続き保健所や支援チーム等を介して避難所管理者や避難者に対して衛生対策の啓発を実施する。
  - ・避難所毎のリスク分析を行い、重点的な指導が必要な避難所を把握し、避難所の衛生状況に応じた指導等を、保健所や関係団体等と連携して実施する。
  - ・気候の変化に伴うリスクも考慮したチラシを作成し、保健所をとおし

て市町村や避難所管理者に掲示を依頼する。また、県ホームページへの掲載をすることで、より効果的な啓発を引き続き実施する。

**[別添資料18参照]**

(5) 衛生資材の調達、配布【継続】

- ・保健所での必要な衛生資材量を引き続き確認し、追加が必要な場合は速やかに本庁備蓄分の衛生資材を提供する。
- ・衛生資材備蓄が不足又は不足するおそれがある場合は、速やかに衛生資材の購入手続きを行うとともに、必要に応じて関係団体に衛生資材の調達を依頼する。

**【保健所】**

(1) 管内の被災状況確認【継続】

- ・管内の被災状況等を把握し、健康危機管理体制が維持できるか確認する。また、人的支援が必要な場合は速やかに本庁に支援を依頼する。

(2) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】

- ・被災規模が大きく人的支援が引き続き必要となる場合は、必要な支援人数及び期間を把握し、本庁に要請する。
- ・被災規模が小さい保健所は、引き続きどの程度の人的支援が可能かを確認し、本庁に報告する。
- ・本庁から人的支援の依頼があった場合は、被災規模が大きい保健所に職員を派遣する。

(3) 避難所の数や衛生状況等の把握・指導【継続】

- ・管内市町村の避難所や避難者数の推移や、衛生環境が悪化している避難所を引き続き把握する。
- ・避難所の衛生状況に応じた指導等を、本庁や関係団体とも連携して引き続き実施する。

(4) 被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】

- ・管内の避難所管理者に対して感染症・食中毒対策の啓発を引き続き実施する。
- ・本庁が作成したチラシを活用する等、効果的な啓発を引き続き実施する。

(5) 衛生資材の調達、配布【継続】

- ・引き続き避難所等に対して必要な衛生資材を確認して提供するとともに

に、保健所の備蓄が不足又は不足するおそれがある場合は、速やかに本庁に衛生資材の追加提供を依頼する。

- ・必要に応じて関係機関とも協力して、避難所等に衛生資材を配布する。

#### 【保環研、食検】

##### (1) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】

- ・被災規模が小さい場合は、引き続き支援可能な人数及び期間を確認し、本庁に報告する。
- ・本庁から人的支援依頼があった場合は、被災規模が大きな保健所に対して引き続き職員を派遣する。

#### 4. 対 策（感染症）

##### 【本 庁】

##### (1) 各避難所における感染症発生状況の把握・分析（継続）

- ・保健所の報告に基づく感染症発生状況の把握と分析を行い、国立感染症研究所や熊本県感染管理ネットワークと連携し、必要な対策を講ずる。

##### (2) 国や民間支援による衛生資材の保管・管理（継続）

- ・国や民間支援による衛生資材の在庫管理を行い、保健所の情報に基づき、必要な配布を行う。

##### (3) 感染症に関するリスクアセスメントによる啓発（継続）

- ・国立感染症研究所と避難所の状況に関する情報を共有することにより、その状況や時期を考慮した感染症に関するリスクアセスメントを行い、一覧表を作成のうえ注意喚起を行う。

##### 【保健所】

##### (1) 避難所の衛生指導（継続）

- ・避難所における感染予防対策として、手指消毒をはじめ適切な衛生指導を行い、特に感染の拡大が懸念される感染症の発生が認められた場合については、保健所長の指示に基づき、隔離を含む適切な指導を実施するとともに、本庁に報告する。[別添資料9参照（再掲）]

##### (2) 必要な衛生資材の把握及び配布（継続）

- ・避難所における衛生資材を把握し、不足が認められる衛生資材については、本庁に要求する。

(3) 避難所における隔離スペースの確保及び見直し（継続）

- ・ 避難所の集約化に伴い確保が難しくなる隔離室の確保に努める。
- ・ 場合によっては、感染者の移動も視野に広域的な隔離についても検討する。

※熊本地震においては、国から避難所としてのトレーラーハウスの提供が、民間事業者からは、段ボール製の個室がそれぞれ提供され、隔離室としての機能を持たせた。前者は益城町を中心とした避難所に、後者は、宇城市武道館にそれぞれ設置。

## 5. 対策（食中毒）

### 【本 庁】

(1) 保健所等への弁当製造施設や避難所の指導依頼

- ・ 関係保健所に対して、弁当製造施設に監視指導を実施する旨通知する。また、必要に応じて県食協に対しても、弁当製造施設への巡回指導を依頼する。

(2) 弁当保管等に関するチラシの作成及び県ホームページへの掲載

- ・ 避難所での食事が弁当中心になると、弁当を極力早く食べることや適切な保管等を周知する必要があるため、周知用のチラシを作成して食中毒防止の啓発を図る。また、県ホームページにもチラシを掲載して、広く食中毒防止を周知する。
- ・ 弁当製造施設が熊本市や他自治体の管轄にある場合は、当該自治体の食品衛生主管課に対して、当該施設の監視指導を依頼する。

(3) 被災規模が大きい保健所衛生環境課への支援【継続】

- ・ 被災規模が大きく、早急な人的支援が必要な保健所衛生環境課に対して、食品衛生監視機動班による人的支援を継続する。

(4) 日食協への支援依頼【継続】

- ・ 特に大規模な災害で、避難所や弁当製造施設等の数が相当数に及ぶ場合には、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、県食協をとおして日食協や他自治体食協の食品衛生指導員派遣等の支援を依頼する。

### 【保健所】

(1) 弁当製造施設や避難所への衛生指導

- ・ 管内の避難所や弁当調製施設に対して監視指導を行う。また、食中毒防止対策を効果的に実施するために、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、本庁をとおして管内の県食協支部に対して、食品衛生指導員による避難所や弁当調製施設の巡回指導を依頼する。

- ・食品衛生指導員から特に問題があると報告された避難所や弁当調製施設に対しては、保健所から速やかに監視指導を行う。
- ・必要に応じて、避難所を巡回している市町村や支援自治体の保健師や栄養士等とも連携して衛生指導や啓発を図る。【継続】

(2) 弁当の適正表示の確認、指導【継続】

- ・避難所等で配布される弁当等の表示が適正であるかを引き続き確認し、適正でない場合は速やかに改善指導する。
- ・食品表示に係る弾力的運用が適用されている場合は、避難所管理者や関係事業者へ情報提供するとともに、基準が緩和されていない表示がきちんとされているかを確認する。
- ・食品表示を効果的に確認するために、必要に応じて、「食品衛生協定」に基づき、本庁をとおして管内の県食協支部に対して、食品衛生指導員による弁当製造施設等への巡回指導を依頼する。

(3) 衛生資材の配布【継続】

- ・保健所で備蓄している衛生資材を避難所や弁当調製施設に配布する。また、衛生物資が不足又は不足するおそれがある場合は本庁に連絡し、必要量確保を図る。

【保環研、食検】

(1) 被災規模が大きい保健所への支援【継続】

- ・被災規模が小さい場合は、災害時BCPを適用するとともに、どの程度の人的支援が可能かを引き続き確認し、本庁に報告する。
- ・本庁から人的支援の依頼があった場合は、引き続き被災規模が大きい保健所衛生環境課に職員を派遣する。



## V 仮設住宅運営期（概ね2か月以降）

### 1. 状 況

仮設住宅への入居が始まり、避難所の生活が仮設住宅に移行する。食事は弁当から自炊に移行していく。また、集会場等での共同調理も始まる。  
衛生上のリスクはかなり低くなってくる。

### 2. 目 標

○仮設住宅での感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止

### 3. 対 策（共通）

#### 【本 庁】

#### （1）集会場や共同施設の衛生管理指導、啓発

- ・仮設住宅には集会場や共同施設が併設されることがあるため、保健所に対して、これらの施設での感染症・食中毒発生防止を図るために必要な監視指導を依頼する。
- ・仮設住宅入居者向けの感染症・食中毒対策チラシを作成し、仮設住宅管理者への配布を依頼する。[\[別添資料19参照\]](#)
- ・県ホームページにチラシを掲載して、広く周知する。

#### （2）出前出張講座の実施

- ・効果的な感染症・食中毒防止対策を行うため、仮設住宅管理者に対して本庁及び保健所からの出前出張講座の実施等について情報提供するよう保健所に依頼する。

#### （3）衛生資材の配布依頼

- ・必要に応じて、集会場や共同調理施設で活用する感染症・食中毒防止のための衛生資材の配布を保健所に依頼する。

#### 【保健所】

#### （1）集会場や共同施設の衛生管理指導、啓発

- ・仮設住宅併設の集会場や共同調理施設に対して、感染症・食中毒発生防止を図るために監視指導を実施する。
- ・本庁が作成した仮設住宅入居者向けの感染症・食中毒対策チラシを仮設住宅管理者等に配布し、住人への周知を行う。

#### （2）出前出張講座の実施

- ・効果的な感染症・食中毒防止対策を行うため、仮設住宅管理者に対して本庁及び保健所からの出前出張講座の実施等について情報提供する。

(3) 衛生資材の配布

- ・必要に応じて、集会場や共同調理施設で活用する感染症・食中毒防止のための衛生資材の配布を行う。

4. 対 策（感染症）

※上記対策（共通）による

5. 対 策（食中毒）

※上記対策（共通）による